

質 疑 ・ 回 答 書

令和4年（2022年）4月19日

発注番号	04BAY-1	件 名	防犯カメラ賃貸借
No.	質 疑 事 項		回 答
1	<p>本案件の業務内容に施工等が含まれる為、念の為、ご質問させていただきます。</p> <p>受注者等の義務として定められている業務を受注者が受託し、または請け負うことが建設業法および銀行業法その他の法令に抵触する可能性がある場合は、当該業務に限り、受注者は第三者に発注し、当該第三者をして業務にあたらせることとして問題ないでしょうか。（仮に「委託可能」とのご回答を頂きますと、「委託」の前提として「業務を『受託』をしている事」が問題となる懸念があり、第三者に当たらせることの可否につきまして、「問題が無いかどうか」との観点よりご回答を頂ければ幸いです。）</p>		<p>本件の主たる目的である賃貸借については、受注者で行っていただく必要があります。それ以外の業務については、契約締結後に、発注者に対して、所定の様式により申請し、承認を得れば、第三者に履行させることができます。なお、関係法令を遵守した上で業務を行ってください。</p>
2	<p>仕様書「第二 一般事項」「6 施工上の注意」(1)(8)について、防犯設備士等の記載につき、受注者自らの社員ではなくても許容頂けますでしょうか。</p>		<p>契約締結後に、発注者に対して、所定の様式により申請し、承認を得れば可能です。</p>
3	<p>本契約は長期継続契約でしょうか。若しくは債務負担行為による契約でしょうか。</p>		<p>債務負担行為による契約です。</p>
4	<p>本契約が長期継続契約の場合、過去に歳入歳出予算の削減・減額により、賃貸借契約が変更・解除となった事例はありますか。また、歳入歳出予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。</p>		<p>NO3のとおりです。</p>
5	<p>賃貸借期間中、動産総合保険への加入を予定しておりますが、一般的な動産総合保険への加入で宜しいでしょうか(地震・津波・火山の噴火・虫害・その他不可抗力等を起因とする事由の場合は保険対象外となります)。</p>		<p>本件は、自然災害（地震、台風を含むすべての災害）の他、不可抗力により機器に不具合が発生した場合であっても、受注者の負担により、正常な状態で稼働させていただきます。</p>
6	<p>本契約物件に付保する動産総合保険は、新価保険を付保する必要は御座いますか。</p>		<p>加入する保険について、発注者から特に指定はありませんが、不可抗力による不具合が発生した場合であっても、受注者の負担により正常な状態で稼働させる必要があります。</p>
7	<p>万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変(地震・津波・噴火等)、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損し修理不能(契約終了)となった場合、残期間の残賃貸借料の扱いも含めまして、別途協議をお願いできますでしょうか。</p>		<p>機器の不具合につきましては、それが不可抗力に伴うものであったとしても、受注者の負担により、残りの契約期間正常な状態で稼働させていただきます。</p>

8	万一の場合の想定となりますが、天災地変(地震・津波・噴火等)、騒乱・テロ行為等不可抗力により、物件が滅失または毀損した際に、貴市や第三者に損害の発生の場合、受注者に帰責がない場合は、受注者は同損害について責任を免責されるとの認識にて宜しいでしょうか。	NO5を参照してください。 ただし、受注者の責によらない不可抗力に基づく損害については別途協議のうえ決定します。
9	保守管理等業務、定期報告等について、受注者より物件の売主等に再委託を予定しております。再委託に関します貴市への承認取得等の手続きは、落札後の対応で宜しいでしょうか。	落札後の対応でも可能です。
10	今回の契約書式は、貴市HP掲載の「物品」5の「賃貸借（長期継続契約）」で宜しいでしょうか。もし異なる場合は、賃貸借契約書の雛形を、事前に開示頂けますでしょうか。	本件は、「物品」5の「賃貸借（長期継続契約）」ではなく、債務負担行為による契約となります。賃貸借契約書の雛形・契約条項は、別紙「契約書案」のとおり。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。)
11	落札後に、契約書条項の内容に関して協議することは可能でしょうか。	原則、上記No.10の契約条項とします。ただし、本件仕様書等との不整合による場合は協議します。
12	賃貸借料のお支払い開始は、2022年11月末から全680台分を、60回・均等払との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	委任状提出のうえ、代理人による開札立会いを行う場合、以下回答願います。 ①入札書封筒(青色)への裏面割印は、代理人印ではなく、貴市届出印で宜しいでしょうか。 ②委任状内の「右上」及び「令和〇年〇月〇日の下記件名の～」の日付は、開札日の記入で宜しいでしょうか。 ③入札書への代理人名記載・代理人印押印は不要で宜しいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③代表者名・代表者印(届出印)での入札のため、お見込みのとおりです。
14	入札実施要領5(4)イについて、 ①期間：「当該契約を締結する日の属する年度及び過去2年度」とは、2020年度(2020年4月1日)～2022年度を指すとの認識にて宜しいでしょうか。 ②種類：防犯カメラではなくとも、賃貸借契約の実績であれば、カメラ以外の物件でも実績として許容されますでしょうか。 ③規模：具体的な金額の指標はございますか(本契約総額の7割以上など)。 ④実績ベース：上記期間内に「契約している」、「賃貸借期間が開始されている」、「賃貸借期間中であり1年以上継続している」「満了している」等、どのような実績でも宜しいでしょうか。 ⑤免除申請書及び契約書写しの提出は、落札後の対応で宜しいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②可とします。 ③国又は他の地方公共団体との案件については、本契約金額の概ね8割以上としています。 ④履行が終了(満了)したものとします。 ⑤お見込みのとおりです。
15	入札実施要領5(4)アについて、 ①保険金額は「税込」契約総額の100分の5以上との認識で宜しいでしょうか。 ②保険期間は契約日～賃貸借満了日との認識	①お見込みのとおりです。 ②保険期間は、契約期間とします。

	<p>で宜しいでしょうか。</p> <p>③履行保証保険の証券発行について、申込手続から保険証券差入まで最大 10 営業日程度要します。つきましては、契約日について落札後に協議することは可能でしょうか。</p>	<p>③可とします。</p>
16	<p>既設カメラ 650 台の取り扱いについて、取り外し・データ消去・貴市への引き渡しは受注者負担、引き渡し後の処分は貴市負担との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>既設カメラ 650 台の取り外し・SD カード内のデータ消去・発注者への引き渡しは本契約の受注者の負担です。</p> <p>本契約の受注者が取り外した防犯カメラについては、まず発注者（本市）から前回契約した受注者へ引き取るよう依頼し、その後、本契約の受注者から前回契約した受注者に引き渡していただくことを想定しています。本契約の受注者におかれましては、引き渡しまでの間、適切に保管いただくようお願いします。</p>
17	<p>既設カメラ 650 台の取り扱いについて、処分も含め本件受注者にて必要な場合、既存リース会社の連絡先をご教示ください。</p>	<p>機器の処分については、発注者（前回受注者）となります。なお、引き取り等で本契約の受注者が前回受注者へ連絡を必要とする場合は、発注者が調整します。</p>
18	<p>借入期間終了後の取り扱いについて、取り外しは貴市負担、取り外した物件のデータ消去・引き取り（処分）は受注者負担との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>借入期間終了後、取り外しは発注者の負担とします。また、引き取りについては、発注者の指定する場所で発注者が本契約の受注者へ引き取りを指示します。なお、防犯カメラ内（SD カード除く）の記録装置のデータ消去についても本契約の受注者負担となります。</p>
19	<p>契約期間中の移設にかかる費用も受注者負担（1 年間あたり 10 台程度）と記載がございますが、年間 10 台を超える部分の費用につきましては、貴市にて負担頂けるとの認識で宜しいでしょうか（負担上限が無い場合、コスト試算が困難となります）。</p>	<p>借入期間の 5 年間における移設台数は 50 台以内とし、それを超える場合の移設費用は、発注者負担としますが、単年度で 10 台を超えたとしても、その場合の移設費用は、受注者負担でお願いします。</p>
20	<p>仕様書「第五 防犯カメラ機器設置後の対応」 「1 システムの保守管理等業務」(12) について、期間の満了等とは「契約期間中」における電力会社等との「許可等」の満了の想定で宜しいでしょうか。</p>	<p>本契約期間中に、官公署や電力会社等からの許可期間が満了した場合、本契約期間が終了するまでの間、許可申請等の更新をお願いいたします。</p>
21	<p>物件を設置する為の、柱等の新設は、本件業務に含まないと認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>柱等の新設は本件業務に含まれません。</p>
22	<p>仕様書「第六 その他」記載の新設分 30 台について、現状の関西電力等の申請、承諾、通電について、相当な期間を要することを鑑み十分な期日設定を頂いております。9 月 30 日までの設置に最大限努力いたしますが、万が一未設置（未通電）となった場合、設置・通電に向けた機器及び工事の手配を継続して行いますので、全 680 台分を 10 月 1 日から賃貸借開始と解しても宜しいでしょうか（10 月 1 日から賃貸借開始とならない場合、賃貸借期間・賃貸借料の</p>	<p>可とします。</p> <p>ただし、新設 30 台分についての電気料金及び柱等の供架料については、稼働（※）開始後に発生する費用について発注者が負担します。稼働前の電気料金及び供架料については受注者が負担する費用として金額を想定して入札金額に反映させていただきます。</p> <p>※稼働：カメラの設置・柱等の供架・通電が終了し、防犯カメラが正常に使用可能となること。</p>

	変更扱いについて回答願います)。	
23	仕様書「第六 その他」記載の新設分 30 台について、十分な期日の設定をして頂いておりますが、設置地域以外を含む大災害やコロナ情勢・ロシア・ウクライナ情勢等による半導体不足・サプライチェーンの乱れ等を起因とした通電遅延も想定されます。万が一、令和 5 年 2 月 28 日までに設置、仮通電による動作確認は終了しているが、発注者・受注者の責によらない関西電力都合による通電遅延が発生した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、賃貸借開始日や賃貸借期間、賃貸借料等の扱いについて別途協議を頂けませんか。	機器の入れ替えは、新設の 30 台分だけではなく、既存の防犯カメラ 650 台も対象です。 なお、納入期限までに機器を納入できない理由が受注者の責めによらない場合は、別途協議するものとします。ただし、落札後に判明した場合に限ります。この場合、指名停止、遅延損害金等の責めは負わないものとします。
24	更新分 650 台について、現時点では設置期限までの完了を予定しておりますが、今後、コロナ情勢やロシア・ウクライナ情勢等の悪化により、半導体不足やサプライチェーンの乱れが加速した場合、生産や納品に遅延が生じる可能性が御座います。経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、賃貸借開始日や賃貸借期間、賃貸借料等の扱いについて別途協議を頂けませんか。	NO 23 を参照してください。
25	仕様書「第三 システムの仕様」「2 システムの設計条件」(3) ⑧について、カメラ本体の通信モジュールは、基盤化の上、本体に組み込むとありますが、防盜性等の観点から、別体不可でありカメラと完全に一体化とされていると解しますが、それでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
26	仕様書「第四 防犯カメラ、専用端末、告知板の仕様」「1 防犯カメラ」表内のその他(4) その他について、防犯カメラ及び製造装置(SSD 等)は、(社)日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度(RBSS 制度)に適合した機器を使用することとありますが、入札公告時点で映像を含め認定されていることと解しますが、それでよろしいでしょうか。	借入期間前において、いずれかの時点で認定されていることとします。
27	仕様書「第四 防犯カメラ、専用端末、告知板の仕様」「2 専用端末(ノートパソコン)」について、カメラとの接続で Windows 10 が必須となり、仕様書を遵守では、発売より 2 年以上を経過の PC のご提案となります。表示部を 13 インチ程度とし、外寸が少々大きなものであれば発売より 1 年未満かつ、軽量、高スペック、カメラ接続と相性の良いものを提案できますが協議頂くことは可能でしょうか。	可能です。

28	仕様書「第四 防犯カメラ、専用端末、告知板の仕様」「3 告知板」について、関西電力が昨年度末より、街頭防犯カメラに対して直接管理者の明示を要求しております。また、柱に対する看板は広告物と同様で基本カメラとは別契約であるとも示唆しております。柱に対しての公告板ではなく、カメラ両面に対し視認性の良い公告表示を施すご提案をしたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の明示については、現在の告知板においても既に施しており、本契約においても予定しております。 ・告知板については仕様書のとおりとし、諸手続き等に生じる費用についても受注者負担とします。なお、告知板の共架が防犯カメラとは別契約となるなど、告示板の取り扱いに影響が生じる場合は別途協議します。
29	第四防犯カメラ、専用端末、告知板の仕様1 防犯カメラ表内記録装置記録方式圧縮方式圧縮方式はH264, H265が必須と解しますが、それでよろしいでしょうか？	可とします。
30	第五防犯カメラ機器設置後の対応1 システムの保守管理等業務 受託期間中のLPWA通信及びクラウドサーバー使用費については今回の入札金額に含むと解しますが、それでよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。
31	第五防犯カメラ機器設置後の対応1 システムの保守管理等業務 (3) 保守体制の確保及び迅速な対応について、365日24時間対応可能な窓口と現場対応の体制及び現地において作業できるよう、道路使用許可を常時保有することが必要と解しますが、それでよろしいでしょうか？	24時間対応できるよう道路使用許可を常時保有いただくようお願いいたします。
32	第五防犯カメラ機器設置後の対応1 システムの保守管理等業務 (11) 移設は1年あたり10台程度とありますが、10台を超えた場合、別途ご請求させて頂けるのでしょうか？	NO19を参照してください。
33	第五防犯カメラ機器設置後の対応1 システムの保守管理等業務 (14) 防犯カメラのパスワード変更について、パスワード変更の場合は現地において実施する必要があることから、入札金額にそれを想定した金額を加算すればよろしいでしょうか？	入札金額にパスワード変更を想定した金額を加算してください。
34	第六その他 新規カメラについての猶予が記載されていますが、30台の未設置がある場合でも10月1日からのご請求と解してよろしいでしょうか？また、工事コントロールが不可能な関電送電工事の為、万が一、発注者、受注者に責がない状態での令和5年2月28日以降の（機器設置、仮通電による動作確認は完了しているものとする）通電となった場合、離縁損害金含む、ペナルティを科さないご判断を頂くことは可能でしょうか？	<p>請求についてはお見込みの通りです。</p> <p>ただし電気料金及び柱等の供架料についてはNO22を参照してください。</p> <p>なお、納入期限までに機器を納入できない理由が受注者の責めによらない場合は、別途協議するものとします。ただし、落札後に判明した場合には限ります。この場合、指名停止、遅延損害金等の責めは負わないものとします。</p>

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)
keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)
keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)

賃貸借契約書（案）

収入
印紙

件名 ○○○○○賃貸借

納入場所 枚方市指定場所

期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

契約金額 _____ 円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 _____ 円

支払条件

前払金 適用せず
中間前払金 適用せず
部分払回数 回
完了払

契約保証金

賃貸借期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

支払月額 円（消費税等含む）
支払月数 月

賃貸借物件
案件番号

上記の件名について、発注者と受注者は、以下の条項により契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

住所

受注者

商号又は名称
代表者氏名

印

伝票番号

契約条項

(総則)

第1条 受注者は、この機器の賃貸借に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に基づき、これを履行しなければならない。

(個人情報の保護)

第2条 発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、個人情報保護に関する取扱いについて枚方市個人情報保護条例を遵守するものとする。

- 2 受注者は、その業務を第三者に行わせる場合は、当該第三者に個人情報保護に関する取扱いについて枚方市個人情報保護条例を遵守させるようにするものとする。
- 3 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査を行うことができる。
- 4 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について報告しなければならない。

(導入作業の実施)

第3条 受注者は、頭書記載の貸借期間（以下「貸借期間」という。）の開始日までに、頭書記載の据付場所（以下「据付場所」という。）に機器を据え付け、正常な状態で使用できるよう、必要な作業を行うものとする。

- 2 受注者は、前項の作業を第三者に行わせる場合は、あらかじめ書面で申し出て、発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 発注者は、機器の納入、据付及び調整を受けたときは、これを確認の上、受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、機器の納入期限までに、据付場所の受入準備を完了するものとする。
- 5 受注者は、機器に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

(賃借料及び消費税等の支払)

第4条 受注者は、頭書記載の賃借料（これに係る消費税及び地方消費税を含む。以下「契約金額」という。）を、頭書記載の支払方法に従って発注者に請求し、発注者は、請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとする。

(機器の保守等)

第5条 受注者は、仕様書に定めるところにより、発注者が機器を常時正常な状態で使用できるよう、受注者の負担において機器の調整及び修理その他の保守（以下「機器の保守等」という。）を行わなければならない。ただし、発注者の故意又は重大な過失により、機器の保守等の必要が生じた場合の機器の保守等に要する費用は、発注者の負担とする。

- 2 発注者は、通常時間外又は緊急の機器の保守等を必要とする場合は、速やかに受注者に通知するものとする。
- 3 機器の据付及び機器の保守等に必要とする電力等の費用は、発注者の負担とする。
- 4 受注者は、機器の保守等を第三者に行わせる場合は、あらかじめ書面で申し出て、発注者の承諾を受けなければならない。

(機器の取替え又は改造)

第6条 発注者は、機器の取替え又は改造を必要とする場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

- 2 前項の規定による機器の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、発注者及び受注者が協議の上、契約の変更を行うものとする。

(他の機械器具の取付)

第7条 発注者は、機器に他の機械器具を取り付ける必要がある場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

2 受注者は、前項の規定による他の機械器具の取付けが機器の機能に支障を与えるものと認められるときは、承諾しないことがある。

(機器の移転)

第8条 発注者は、機器を据付場所から移転する必要がある場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

(機器の返還)

第9条 受注者は、仕様書に定めるところにより、賃借期間満了後、概ね1月以内に、機器を撤去するものとする。この場合の費用（処分費を含む。）は、受注者が負担するものとする。

2 受注者は、仕様書に定めるところにより、前項の規定による撤去に際しハードディスク内の記録（OSを含む。）の消去を行い、消去が完了した旨の報告書を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、賃借期間満了後、機器の権利を無償で枚方市に帰属するものとする。

(管理者の注意等)

第10条 発注者は、据付場所をあらかじめ受注者が申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持する等、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

2 発注者の故意又は過失によって機器に損害を与え、又は欠損を生じた場合、受注者はその賠償を請求することができる。ただし、次条の規定により受注者が付保した動産総合保険により補填されたものについては、請求することができないものとする。

3 発注者は、機器を他人の権利の目的物とすることはできない。

(保険)

第11条 受注者は、仕様書に定めるところにより、受注者の負担において、機器に動産総合保険を付保するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(立入権及び秘密保持)

第13条 受注者の従業員は、機器の保守等のため、据付場所に立ち入ることができる。この場合において、従業員は、必ず身分証明書を呈示するものとする。

2 受注者及びその従業員は、前項の規定による立入に際して得た発注者の業務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。

(発注者の任意解除権)

第14条 発注者は、この契約が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに機器を搬入しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定に違反して、契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結又は履行について不正な行為（第 18 条各号に該当するものを除く（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項第 3 号で規定する不当廉売の場合を除く。））があったとき、その他契約に関する法令、条例、規則、規程等に違反したとき。
- (3) この契約による債務の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約による債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (9) 第 19 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）。
- (11) 次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者が法人である場合にはその役員等（枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する役員等をいう。）、受注者が個人である場合にはその者（以下この号においてこれらを「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を受けたとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。

（受注者の解除権）

第 19 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって賃貸借が不可能になったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 20 条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに機器を納入することができないとき。
- (2) 納入された機器に契約不適合があるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、前項の損害賠償に代えて、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。

- (1) 第 15 条又は第 16 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 貸借期間満了前に、受注者がその債務の履行を拒絶し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務の履行が不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 1 項第 3 号及び第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第16条第8号、第10号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害（第1号に掲げる場合にあつては、契約金額から解除の日までの期間に係る契約金額相当額を控除した額）の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。

2 第4条第1項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

3 第15条及び第16条の規定により契約を解除した場合における受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。

（第三者に対する損害賠償責任）

第23条 受注者は、第三者に対して損害を与えたときは、その損害の賠償の責めを負わなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（賠償の予定）

第24条 受注者は、この契約に関し、第18条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、同条第1号から第3号までのうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号で規定する不当廉売の場合を除く。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。

（賠償金の徴収）

第25条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 発注者は、前項の追徴をする場合には、遅延日数につき支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（契約の保証）

第26条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、第1号の場合においては、本市との契約のみを理由とする場合を除き、契約保証金免除申請書及び当該免除事由に係る契約書の写し（本市との契約に係るものを除く。）を発注者に提出しなければならない。
- (1) 受注者がこの契約を締結する日の属する年度及び過去2年度の間本市、国又は他の地方公共団体と契約（国又は他の地方公共団体との契約にあつては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (2) 法令に基づき延納が認められる場合において、确实な担保が提供されたとき。
 - (3) 契約金額が1,300,000円未満のとき。
 - (4) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (5) 市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が特に認めるものであるとき。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（疑義の解決）

第27条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

（補則）

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し定める。